

官業民営化等WGヒアリング調査票(登録等に係る業務)

所管省庁名：国土交通省

1.名称	測量業の登録
2.根拠法令	測量法第55条～第66条
3.実施主体	国
4.従事者数	17名 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の係長 係員の合計(他の業務との兼任を含む)
5.予算額	
6.事業の内容	<p>測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図る。</p> <p>(登録申請の審査・登録) 測量業を営む者からの申請に基づき、その内容を審査し、要件に合致していることを確認の上登録する。</p> <p>(登録業者の閲覧) 登録業者の情報について一般的な閲覧に供する。</p> <p>(登録業者の監督) 登録業者の業務について必要に応じて報告聴取、検査及び指導助言を行う。</p> <p>(登録業者の処分) 行政処分対象事案(違法行為等)に対し、事実の検証、行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行ったうえ行政処分の内容を決定し業者に通知する。</p>
7.民間移管の具体的な内容	なし
8.更なる民間開放についての見解	<p>測量は、境界確定等を通じて国土の利用及び開発の基礎となるとともに、公共工作物等を造営するための基礎となるものとして、国民の生命及び財産と直接関連する極めて公共性・公益性の高い業務であり、公正性と正確性が強く求められるものである。このため、測量法は、測量業の適正な運営と不良不適格業者の排除を図る観点から、測量業の登録制度を設け、登録を受けない者による測量業の営業を禁止するとともに、測量業者の業務の規制、監督処分等に関する規定を置いている。</p> <p>こうした測量法の規制内容は事業の「許可」や「免許」に係るものと同じであり、測量業の登録は、業を営むことの禁止を解除する行政行為そのものである。この点において、測量業の登録は、「中間取りまとめ」(平成16年8月3日)における「登録等に係る業務」の項目中で「検討事項例」に掲げられている他の登録制度とはその性質を明らかに異にするものである。</p> <p>最近、公共事業をめぐる厳しい環境の下で、独占禁止法違反及びそれに基づく行政処分事例等が続発しており、測量業の適正な運営と不良不適格業者の排除が一層重要な課題となっていることから、国土交通省においては、測量法に基づき、次のような厳正な対応を行っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録時の厳正な審査による虚偽申請、ペーパーナンバー、測量士の名義貸し事案等の排除 ・違法・不当行為に関する情報収集と事案の背後関係等も踏まえた適切な指導監督の実施 ・事案の社会的影響、再発可能性、情状等を総合的に考慮した適切な行政処分(営業停止及び登録の取消)の実施 <p>これらの事務の執行に当たっては、事案の内容に応じた行政判断が必要とされることは当然のことであり、これらの事務は民間に委ねることができる性格のものではない。また、これらの事務は、例えば日常の情報収集の蓄積が登録時の不良不適格業者の円滑な発見に資する、登録時の調査が他の違法事案の発見に資する等、相互に密接に関連していることから、測量法を所管する国土交通大臣が一体として行ってはじめて、適切かつ効率的に実施されるものである。</p> <p>なお、現在測量法に係る事務は円滑に運営されており、事務の遅滞や手数料等について、特段の意見や不満は聞かれない。</p>

測量業の登録事務の流れ

下線部の事務の実施において政策判断や裁量を伴う。

